

諸外国等におけるRN災害消防活動要領の調査イメージ(文献調査を基本)(案)

項目	国際基準	国際基準との比較ベース		
		米国	英国	独国
出典・適用範囲	『IAEA EPR-First Responders 2006』 (消防を含む初動対応者に関するガイドライン) ＜対象の放射線緊急時＞ ・原因不明の公衆被ばく及び汚染、悪意ある脅威／行為、輸送緊急時など ※『IAEA 安全要件 No. GS-R-2』の脅威カテゴリーのIVを対象。IAEA 安全要件No. GS-R-2によって要求されるように、そのために特定の緊急時計画が作成され実施されているべきである施設または操業に係る緊急時への対応を扱うものではない。	『NCRP Report No.138 (2001)』 『NCRP Commentary No.19(2005)』 『NCRP Report No.161(2008)』 など	『Fire and Rescue Service Operational Guidance: Generic Risk Assessment 5.5 (2011)』など	『FwDV500: Einheiten im ABC - Einsatz (2012)』 (NBC災害対応に関する消防活動ガイドライン) など
区域設定 (基準、手順)	以下、内容の一部抜粋 【内側警戒区域の設定基準】①最初の決定…直接観察できる情報(例:野外の爆弾の疑い→半径400m)、②モニタリング可能…100 μ Sv/hに拡大、③放射線評価者の到着後…放射線学的危険全体を評価して境界を調整 【公衆整理区域(トリアージ、応急手当、登録、モニタリング、除染)の設定基準】0.3 μ Sv/h以下 など	左記の項目を中心に、消防隊の活動要領として公開されている情報について調査		
線量限度、安全管理手順	【空間線量率による制約】100mSv/hを上回る場合、救命活動のみを行う、時間は30分未満に制限 など			
防護装備	・利用可能な最高水準の呼吸保護具を選択すること など			
汚染検査・除染 (基準、要領)	・人:表面から約10cmで1 μ Sv/hより大きければ除染 など			
その他の基準				

【その他】CRCPD『Handbook for Responding to a Radiological Dispersal Device(2006)』

『TMT Handbook: Triage, Monitoring and Treatment of people exposed to ionising radiation following a malevolent act(2009)』